

直壁型最終処分場、処理施設、製造施設の設置にあたり (株)フジコーポレーション・地域住民・行政が協働して監視・苦情処理体制を構築

【公害防止協定書】

- 処分場○処理施設○製造施設
- 地元区等の施設立入検査の実施
- 公害発生時の操業停止、状況報告の義務
- 地元区への地下水等モニタリング結果の定期的報告

【合意書】

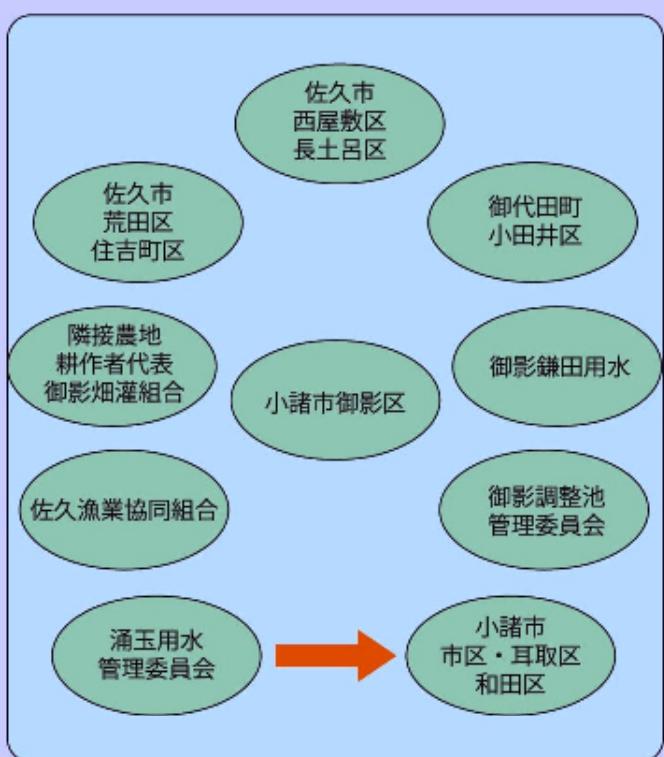
- 処分場・処理施設・製造施設の稼動状況並びに
リサイクルの生産量・使用量に関するデータの情報公開
- 苦情処理体制の整備
- 環境保全協議会の設置

【公害防止協定書】

- 処分場○処理施設○製造施設
- 市の施設立入検査の実施
- 公害発生時の操業停止、状況報告の義務
- 市への地下水等モニタリング結果の定期的報告
- 地元区、漁協等と合意した次の事項の実施

【事項】

1. 処分場・処理施設・製造施設の稼動状況並びに
リサイクルの生産量・使用量に関するデータの情報公開
2. 苦情処理体制の整備
3. 環境保全協議会の設置



当該事業者が住民と協議し設定した排水基準

項目	国の基準	該当事業者の排出基準
水素イオン濃度 (PH)	5.8~8.6	5.8~8.6
BOD (mg/L)	60	5
浮遊物質量 (mg/L)	60	5
フェノール類含有量 (mg/L)	5	3
銅含有量 (mg/L)	3	1
亜鉛含有量 (mg/L)	2	1
溶解性鉄含有量 (mg/L)	10	5
溶解性マンガン含有量 (mg/L)	10	5
クロム含有量 (mg/L)	2	1
チッソ含有量 (mg/L)	120	50
リン含有量 (mg/L)	16	5

*その他の項目は国の基準どおり

上記の基準に違反した場合の県の措置

廃棄物処理法の維持管理基準違反により指導、命令等の対象となる。

環境保全協議会

(1) 構成団体

- 小諸市 御影区 ○佐久市 西屋敷区
- 小諸市 市区 ○佐久市 長土呂区
- 小諸市 耳取区 ○佐久市 荒田区
- 小諸市 和田区 ○佐久市 住吉町区
- 御影鎌田用水 ○御代田町 小田井区
- 御影調整池管理委員会 ○涌玉用水管理委員会
- 佐久漁業協同組合 ○(株)フジコーポレーション
- 御影畑灌組合
- 隣接農地耕作者代表

(2) 開催

- 苦情が発生した時点で、速やかに解決を図る。
- ただし、苦情が無い場合においても3回／年開催する。

(3) 事業者は情報公開するとした全てのデータを毎月報告する。

苦情処理体制

次の時間区分に応じ24時間態勢で苦情処理を受付ける。

- (1) 8時～17時事業者の本社
- (2) その他の時間帯事業者の役員
- (3) 事業者は苦情を受けたときは通報者宅に出向き、速やかに対応する。
- (4) 上記(3)の内容を公開の対象とする

情報公開

事業者は下記により地元区、漁協等に情報公開する。

(1) 公開する情報

- 放流水の水質検査結果
- 周辺地下水の水質検査結果
- 河川の水質検査結果
- 擁壁、遮水シートの構造物の点検検査
- 処理した廃棄物の量
- 地盤の平板載荷試験結果
- 地盤の浸透試験結果
- 盛土材の土壤汚染に関する溶出試験
- 監視カメラ24時間

(2) 公開方法

インターネット上にホームページを開設し、毎月情報公開する。